

土地改良事業計画設計基準

設計「農道」現行基準

平成15年3月

土地改良事業計画設計基準・設計「農道」基準

(事務次官通知 平成10年3月31日)

1 基準の位置付け

この基準は、国営土地改良事業の実施に当たり、農道の設計を行う際に遵守しなければならない基本的な事項を定めるものである

2 農道の分類

この基準でいう農道は、その主たる機能や配置によって基幹的農道またはほ場内農道に分類される。

3 農道の構成

農道は、路体、路床、舗装、法面、排水工、主要構造物、付帯構造物、交通安全施設及び交通管理施設から構成される。

4 設計の基本

設計は、農道が必要な機能と安全性を有し、かつ、経済的な施設となるように行うとともに、社会生活環境の改善が図られるよう周辺の自然環境や景観との調和にも配慮して行わなければならない。

5 関係法令の遵守

設計に当たっては、関係する各種の法令を遵守するとともに、関連する他の計画と整合を図らなければならない。

6 設計の手順

設計は、現地の自然的、社会的諸条件をもとにして、骨格となるものから順次細部のものへと適切かつ合理的な手順で行わなければならない。

7 調査

設計の基礎資料とするために必要となる現地の自然的、社会的諸条件に関する事項について、適切な調査を行い、これらを的確に把握しなければならない。

8 基本設計

把握した現地の自然的、社会的諸条件をもとにして、細部の設計の基礎となる基本設計を行わなければならない。

基本設計においては、農道が備えるべき基本的な機能に関する条件を定め、これに基づいて農道の基本的な諸元を決定する。

9 細部設計

基本設計において定めた諸元に基づき，農道を構成する各施設のそれぞれについて，細部の設計を行う。

細部設計は，各施設それぞれが構造的，水理的諸条件を満足するとともに，農道全体としての調和のとれたものになるよう行わなければならない。

10 基礎地盤及び路体

基礎地盤及び路体は，異常な不同沈下，変形，崩壊等が生じないように十分な支持力と安定性を確保するように設計しなければならない。

11 法面

農道の切土及び盛土部分の法面の勾配は，法面の安定が確保されるようにしなければならない。

12 路床

路床は，舗装及び路面上の荷重を支持するために必要な支持力を有しなければならない。また十分な支持力が得られない場合には，適切な工法によって路床の改良を行うものとする。

13 舗装

舗装は，工種の特性を考慮し，舗装目的，施工条件等に適合するもので構造上安全かつ経済的な工種を選定する。

14 排水施設

農道には，その機能低下を招くことのないよう，必要に応じて排水施設を設置するものとする。

15 主要構造物

橋梁，トンネル等の主要構造物は，その使用目的に適合し，安全かつ経済的なものとしなければならない。

16 付帯構造物

擁壁，暗渠（カルバート）等の道路付帯構造物の設計に当たっては，当該農道の規模，重要度，環境条件等を考慮し，安全かつ経済的なものとしなければならない。

17 交通安全施設及び交通管理施設

農道には，車両，歩行者等の安全かつ円滑な交通を図るため，必要に応じて交通安全施設及び交通管理施設を設ける。

18 施工

農道は，工事規模，地質条件及び現場条件等に応じて，技術的，経済的観点から安全かつ合理的な施工が行えるように設計しなければならない。

19 管理

農道の管理は，農道の目的及び種類に応じてその機能が十分発揮されるよう，管理の義務と権利を明確にするとともに，管理体制を確立し適正に行うことが必要である。